

<可決された意見書>

国民生活センター相模原事務所の地方移転に反対する意見書

地方創生に係る政府関係機関の地方移転に関して、当初、移転検討の対象ではなかった独立行政法人国民生活センターの相模原事務所も移転検討対象とされていることが、1月15日に判明した。このことは、本来実施されるべき政府関係機関の移転検討における一連の手続きを経ないばかりか、その情報提供においても地域を無視した極めて遺憾なことであると言わざるを得ない。

当該施設については、国における旧米陸軍キャンプ淵野辺返還跡地の三分割有償処分に向けて、昭和52年に国民生活センターから本市に対し施設建設の要望があったもので、本市としては、国の緊急課題であった消費者問題の緊急性・重要性を考慮し、受け入れることとした。この受け入れが、昭和57年の「キャンプ淵野辺返還跡地の利用計画」の決定に結びつき、その後の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）相模原キャンパス等の設置に繋がるなど、本市が国の施策へ協力をしてきた経過がある。

また、当該施設は、現在、本市が消費者行政を進める上での拠点として、市内3箇所にある消費生活センターと連携のもと、市民の消費生活の安全・安心の確保に重要な役割を担っている。

当該施設の市外移転は、返還跡地の地元優先利用を耐忍して国の施策に協力してきた地元の意思をないがしろにするものであり、また、今日も市内に3つの米軍基地を抱え、まちづくりに大きな支障をきたしている本市としては、到底認められないものである。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、本市に所在する当該施設の市外移転を行わないよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成28年1月29日提出